

告 示

埼玉県選管告示第五十四号

令和三年十月二十一日に衆議院議員の任期が満了となるため、埼玉県の区域においては、令和三年八月二十二日から衆議院議員総選挙の選挙期日までの間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和三年九月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文